

「令和8年度障害者就労連携構築・定着サポート業務」企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和8年度障害者就労連携構築・定着サポート業務」を業務委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務目的

宮城労働局の「令和7年宮城県における障害者雇用状況の集計結果（令和7年6月1日現在）」によれば、本県の民間企業における障害者実雇用率は2.38%（全国42位）であり、法定雇用率（2.5%）に達していないが、人手不足、法定雇用率引き上げ（令和8年7月1日から2.7%）等を背景に企業の障害者雇用への関心は高まっている。

こうした中で、一般就労を希望するもなかなか就労に結びつかない、いわゆる就労困難ケースの支援や雇用のミスマッチに課題が生じていることから、「困難ケース支援者の支援」と就労前の「相互理解及び連携構築」により就労促進と定着を図るもの。

2 業務内容

（1）委託業務の内容

「令和8年度障害者就労連携構築・定着サポート業務」企画提案に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（2）委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（3）履行場所

宮城県内

3 事業費（委託上限額）

この案件に係る事業費は、24,120,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

なお、この金額は契約金額の限度額（委託上限額）を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

4 企画提案実施に係るスケジュール

内容	期日
企画提案募集に関する公告 (県出納局契約課及び県保健福祉部障害福祉課のホームページに掲載する。)	令和8年1月19日（月）
募集内容に関する質問受付	令和8年1月19日（月）から 令和8年1月30日（金）午後5時まで必着
質問に対する回答	令和8年2月3日（火）
企画提案書の提出期限	令和8年2月18日（水）午後5時まで必着
一次審査（応募者が3者を超えた場合）	令和8年2月19日（木）
一次審査の結果通知（応募者が3者を超えた場合）	令和8年2月20日（金）【予定】

及びプレゼンテーション審査の日程通知	
プレゼンテーション審査	令和8年3月3日（火）【予定】
プレゼンテーション審査結果の通知及び公表	令和8年3月中旬【予定】
業務委託契約の締結	令和8年3月下旬【予定】

5 企画提案事業に応募できる者に必要な資格等に関する事項

- (1) 企画提案に応募できるものに必要な資格は、次のとおりとする。
- ア 宮城県に活動拠点（本社又は営業所等）を有していること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ウ この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
 - エ 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - オ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
 - カ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定によるもの）に該当しないこと。
 - キ 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
 - ク 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

6 企画提案の事項

- (1) 県内就労移行支援事業所、就労定着支援事業及び就労継続支援事業所等（以下、「事業所等」という。）並びに企業における障害者的一般就労に関する現状把握・課題分析
- (2) 障害者・事業所等と企業間のマッチング精度向上のための見学実習・職場体験プログラムの開催支援に係る事業内容及び事業計画（内容、開催企業の募集方法、開催企業数、開催回数等）
- (3) 就労困難ケース事例研究会の開催支援と成功事例・ノウハウの情報共有及び発信に係る事業内容及び事業計画（内容、開催形式・回数、情報共有・発信方法等）
- (4) 就労定着勉強会・意見交換会等の開催支援に係る事業内容及び事業計画（内容、参加者の募集方法、開催回数等）
- (5) 就職後の就労定着状況モニタリング支援に係る事業内容及び事業計画（実施方法、モニタリング結果の活用方法等）
- (6) 障害者の一般就労の促進・職場定着等に向けたその他の取組に係る事業内容及び事業計画
- (7) 本事業を通した就職件数、就職後6か月後の就労定着件数、就職後1年後の就労定着件数（目標件数及びその把握方法）
- (8) 事業全体に係るスケジュール
- (9) 事業全体に係る実施体制・運営体制（関係機関との連携体制を含む）

7 事業に関する質問受付及び回答

本事業に関する質問については、質問書（様式第1号）を提出すること。（口頭及び電話等による照会については応じない。）

（1） 提出先等

ア 受付期間 令和8年1月19日（月）から令和8年1月30日（金）午後5時まで

イ 提出先 宮城県保健福祉部障害福祉課地域生活支援班

ウ 提出方法 指定様式（様式第1号）を用いて、E-mailにより送信すること。

E-mail アドレス：syoufukuch@pref.miyagi.lg.jp

エ 回答方法 質問に対する回答は、集約したものを本県公式ウェブサイトの障害福祉課ホームページにおいて公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない）。

ただし、参加資格に関することや、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

8 企画提案書の提出

（1） 提出期限 令和8年2月18日（水）午後5時まで（必着）

（2） 提出先 宮城県保健福祉部障害福祉課地域生活支援班

（3） 提出方法 E-mailにより提出すること。

件名を「令和8年度障害者就労連携構築・定着サポート業務企画提案書」とし、電話にて宮城県保健福祉部障害福祉課地域生活支援班あて受信確認を行うこと。

E-mail アドレス：syoufukuch@pref.miyagi.lg.jp

電話番号：022-211-2541

（4） 提出書類

ア 企画提案届出書（様式第2号）

イ 企画提案書

規格：縦横比は4：3から16：9の範囲内とする。

フォントサイズはA4サイズで印刷した際に視認できる大きさとする。

ページ数は表紙と目次を除き25ページ以内とし、ページに通し番号を付すこと。

表紙には、提案者の事業者の名称を記載すること。

データ容量は10メガバイト以内とする。

ウ 企画提案応募条件に係る誓約書（様式第3号）

エ 事業経費参考内訳書（様式第4号）

オ 類似業務の実績（任意様式）※該当があれば回答

（5） 提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。

また、提出された書類は、一切返却しない。

（6） 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。

- イ 本実施要領等に従っていない場合。
- ウ 後述の9に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合。
- エ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合。
- オ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利益を得るために連合した団体等が提出した場合。
- カ 次に該当する場合。

民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案。

（7）その他

- ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。
- イ 企画提案書の再提出は、認めない。
- ウ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
- エ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求める場合がある。

9 契約の相手方となる候補者の決定

（1）選定・審査方法

「令和8年度障害者就労連携構築・定着サポート業務」公募型プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案者から提出された企画提案書の書面審査（第一次審査）を実施することとし、後述の審査項目に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い上位3者を選定する。ただし、企画提案者が3者以内の場合は、書面審査（第一次審査）を省略し、書面審査（一次審査）通過者として選定する。

書面審査（第一次審査）を通過した企画提案者の企画提案書及びプレゼンテーションについて、審査項目に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い企画提案者を契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）として選定する。ただし、評価の結果、順位点の総計が同点の企画提案者が複数いる場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い企画提案者1者を候補者として選定する。その場合において評価点の総計が同点の企画提案者が複数いる場合、委員長が候補者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議のうえ、候補者を選定する。

上記にかかわらず、各委員が採点した得点の総計が6割に満たない企画提案者については、候補者として選定しないものとする。

なお、選定・審査内容に関する質問には応じられない。

（2）審査項目及び配点

- ア 評価点は、次の審査項目、評価基準及び配点（合計100点）とする。

審査項目	評価基準	配点
1 県内事業所等及び企業における障害者の一般就労に関する現状把握・課題分析	・県内事業所等及び企業における障害者の一般就労の現状を的確に把握しているか。 ・県内事業所等及び企業における障害者の一般就労の課題を的確に分析しているか。	10点
2 マッチング精度向上のための見学実習・職場体験プログラムの開催支援	・提案内容は事業所等と企業の連携構築やマッチング精度向上、障害者の一般就労の促進等に有効であるか。 ・見学・実習・職場体験先等として事業所等へ案内する企業数や開催回数の目標設定は適切であるか。 ・提案内容は実現性があるか。	20点
3 就労困難ケース事例研究会の開催支援と成功事例・ノウハウの情報共有及び発信	・提案内容は就労困難ケースの就労促進や職場定着、事業所の支援力向上等に有効であるか。 ・研究会の開催方法や情報発信方法、開催回数等の目標設定は適切であるか。 ・提案内容は実現性があるか。	20点
4 就労定着勉強会・意見交換会等の開催支援	・提案内容は事業所と企業の連携構築、障害者の職場定着や企業の障害者理解促進等に有効であるか。 ・参加者の募集方法や開催回数の目標設定は適切であるか ・提案内容は実現性があるか。	20点
5 就職後の定着状況モニタリング支援	・提案内容は障害者の職場定着等に有効かつ実現性があるか。	5点
6 障害者の一般就労の促進・職場定着等に向けたその他の取組	・提案内容は障害者の一般就労の促進・職場定着等に有効であるか。 ・提案内容は実現性があるか。	10点
7 本事業を通した就職件数、就職後6か月後の就労定着件数、就職後1年後の就労定着件数	・目標件数の設定及びその把握方法は提案内容を実施するに当たり適切かつ実現性があるか。	5点
8 事業全体に係るスケジュール	・事業全体のスケジュールは提案内容を実施するに当たり実現性があるか。	5点
9 事業全体に係る実施体制・運営体制	・事業全体の実施体制・運営体制・関係機関との連携体制は提案内容を実施するに当たり適切であるか。	5点

イ 順位点は、次のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位：0点

(3) 一次審査（書面審査）

ア 実施日

令和8年2月19日（木）に、企画提案者が3者を超えた場合のみ実施する。

イ 審査方法

9 (1) 及び (2) のとおり。

ウ 結果通知

令和8年2月20日(金)【予定】に、全ての企画提案者に審査結果を通知する。

なお、審査を実施しなかった場合は、全ての企画提案者にプレゼンテーション審査の日程等を通知する。

(4) プrezentation審査

ア 実施日

令和8年3月3日(火)【予定】※時間等詳細は追って通知する。

イ 会場

宮城県行政庁舎2階 201会議室

(宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号)

ウ 実施方法

(ア) 出席者は1提案者につき3名以内とする。

(イ) プrezentation審査の時間は、提案者1者あたり25分程度(プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分程度)とし、県から指示した時間で順次、個別に行うものとする。

(ウ) 事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うものとし、当日の追加資料の配付や資料の差し替え等は認めない。

エ 審査方法

9 (1) 及び (2) のとおり。

オ 結果通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を速やかに通知することとし、選定結果については、後日、宮城県保健福祉部障害福祉課ホームページにて公表する。ただし、選定された候補者以外の者の順位は特定できないよう配慮する。

10 応募者が1者又はない場合の取扱い

(1) 応募者が1者の場合

上記9(4)によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該応募者を候補者として選定する。

(2) 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

11 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された候補者に当該業務を委託することとする。

県は、選定した候補者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。

なお、選定された者が業務委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた者を候補者とする。

また、委託業務の実施に関して、候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束する

ものではなく、県と候補者で協議の上、決定するものとし、実施の業務内容や進め方については、隨時県と候補者で協議して決定する。

12 企画提案実施に係る広報

事業の企画提案募集要領及び企画提案に係る仕様書については、令和8年1月19日（月）から、宮城県出納局契約課及び宮城県保健福祉部障害福祉課のホームページに公開する。

13 注意事項

- （1）企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- （2）委託者（県）と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上決定するものとする。
なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。
- （3）企画提案に参加する者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。
- （4）県は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的に使用しないものとする。
- （5）企画提案者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- （6）本事業は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続を進めているものである。
したがって、本件に関する歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約の解除を行う。
- （7）提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非開示部分（個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など）を除き、開示することとなる。
- （8）この契約は、電子契約を選択することができる。